

第3回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関する審議会会議録	
日 時	平成29年11月6日（月）10時00分～11時30分
開催場所	横浜市庁舎 3階共用会議室
出席者	出石稔会長、岸恵美子副会長、黒川哲志委員、佐藤麻子委員、塚田順一委員、横塚靖子委員
欠席者	田邊裕子委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度取組実績について 2 逐条解説について 3 個別事案対策検討プロジェクトの状況 4 事例紹介 5 その他
鯉淵局長	<p>健康福祉局長の鯉淵でございます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関する審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から横浜市政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>昨年12月1日のいわゆる「ごみ屋敷」対策条例の施行から、まもなく1年です。この審議会も3回目の開催となります。</p> <p>第1回目では、条例制定の背景や横浜らしい取組に向けて意見をもらいました。第2回目では、条例施行後の成果や個別プロジェクトの立上げ、市を挙げて対応している解決困難な案件の報告をさせていただきました。委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない意見をもらい、大変参考になっています。</p> <p>本日は、今年度上半期の取組報告と個別プロジェクト案件の報告を、主な議題として用意しています。本市取組の基本方針である当事者に寄り添った支援は、1件ごとに試行錯誤しながら手探りでっており、また困難案件の解決には、大変大きな労力を要しています。18区役所や資源循環局をはじめとした各区局の皆さんが、実によく対応しています。</p> <p>今回も、委員の皆様の専門的見地や日頃の御経験から、御助言を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
嘉代課長	<p>本日、尾仲資源循環局長は欠席でございます。横浜市町内会連合会の委員の変更により、本審議会の委員にも変更がありましたので、新たに就任していただきました委員を御紹介させていただきます。横浜市町内会連合会、緑区連合自治会長会会長の塚田順一委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に移りたいと思います。ここからは会長に議事進行をお願いいたします。</p>
出石会長	<p>おはようございます。本日は委員7名のうち、田邊委員が欠席で6名が出席しています。横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関する審議会運営要綱の第2条2第項に基づき、過半数が出席となりますので、本審議会は成立しています。また傍聴者はいません。</p> <p>議題は全部で5件です。順に進めていきます。まず「平成29年度取組実績につ</p>

嘉代課長

いて」の説明をお願いします。

それでは各区の件数について報告します。「資料1」を御覧ください。各区の件数等について、1年に2回、3月末と9月末に調査を実施しています。

平成29年3月末の不良な生活環境の件数は67件でした。これは第2回の審議会でも報告した件数です。その後、平成29年9月末までに新たに把握した件数は33件です。合計で延べ100件になります。

この間、近隣への影響が解消されたのは23件です。その結果、平成29年9月末現在の不良な生活環境の件数は77件になりました。

区ごとの詳細は一覧になっていますので、資料を御覧ください。

「資料1-2」では、近隣に影響のある不良な生活環境の延べ100件についてまとめています。「堆積者の年齢層」については、30代が10パーセント、40代が11パーセント、50代が23パーセント、60代28パーセント、70代が11パーセント、80代以上が16パーセントとなっています。

「堆積者の年齢構成」は、65歳以上が45パーセント、65歳未満が55パーセントです。見方を変えて、50代と60代を合計すると51件となり、全体の半数以上を占めます。また、新規に把握した33件のうち、60代と80代がそれぞれ全体の約4分の1を占めています。

「堆積者の性別」では、男性が63パーセント、女性37パーセントです。この比率は前回調査とあまり変化はありません。

「世帯状況」で、単身世帯が60パーセント、複数世帯が40パーセントです。この比率も前回とはあまり変化はありません。

「家屋の状況」は、戸建が52パーセント、集合住宅が残り半分ですが、そのうち市営住宅が6パーセント、県営住宅が4パーセントです。

全体では変化は少ないですが、平成29年度に新たに把握した33件のうちでは、集合住宅の把握率が少し高くなっています。

「ケースの把握年度」別では、平成29年度に把握されたものが20パーセント、平成28年度に把握されたものが26パーセント、平成20年から27年度に把握されたものが44パーセント、平成19年度以前に把握されたものが10パーセントです。

「把握年度と解消した件数の比率」について、平成19年度に把握したもののうち解消したものは2件あり、解消率としては20パーセントです。平成20年から平成27年度に把握した物のうち解消した件数が12件で27パーセント、平成28年度に把握したものの解消件数が4件の15パーセント、平成29年度は5件の25パーセントです。

次に最初にケースを把握した課を表にまとめています。黒い太線枠は、通常業務で個別支援を担当していない課です。それらが全体の約3割を占め、個別支援を担当する課は全体の約7割となっています。平成29年度に新たに把握した33件のうちでは、通常業務で担当課以外の課が把握した件数は31パーセント、新規のうちでは43パーセントです。

外部からの問合せ窓口は区の福祉保健課としていますが、市民からの苦情や相談によって、最初にケースを把握する課は幅広く多岐にわたっています。

<p>服部課長</p>	<p>「まとめ」についてです。今まで3回調査をしましたが、まだごみ問題を抱える人の明らかな傾向はつかめていません。今後は、解消した事例の具体的な情報を収集して分析し、ポイントになった働きかけ等、解消へのノウハウを蓄積していきます。「平成29年度取組実績について」の説明は以上です。</p> <p>続きまして、「条例に基づく排出支援及び一般廃棄物手数料の減免」について説明します。「資料2」を御覧ください。</p> <p>排出支援の実施件数は、条例施行後の昨年12月から3月までに11件、回数にして12回です。その結果8件が解消しました。今年度4月から9月までの排出支援は8件15回です。解消件数は8件です。合計で実施件数19件、回数にして27回実施し、そのうち16件が解消しました。残りの3件はまだ支援を継続中です。</p> <p>1件当たりの平均排出回数は1.42回です。1回の排出支援では解消に至らない事例があり、中にはごみ量が非常に多く、最大で4回片付けなければならないこともありました。</p> <p>排出支援を重ねることで、支援の際に従事する職員のトイレや休憩場所、収集車や移動に使う車の駐車場の確保などに、周辺地域の協力が必要な場合が多く、事前調整が必要になることが分かってきました。職員だけでなく、地域住民が手伝う場合もありますので、様々な人が参加することを想定し、安全作業に向けて装備等の情報共有が必須であることが分かりました。</p> <p>一般廃棄物手数料減免についてですが、解消した8件の内訳では、1件は自分で手数料を支払ってもらい、残り7件が減免対象です。手数料の減免理由の内訳は、生活保護受給世帯であることによるものが4件、要介護認定を受けていることによるものが1件、福祉保健センター長の判断によるものが2件です。</p> <p>搬入量と減免の金額は、7件の合計で24.5トンです。減免金額の合計は31万8,630円です。御説明は以上になります。</p>
<p>出石会長 黒川委員</p>	<p>それでは、「平成29年度上半期の取組実績」について意見や質問はありますか。</p> <p>解消されたものがある一方、解消できていないものも残っていますが、どういった状況だとどううまく解消できますか。何か特定の傾向はあるのでしょうか。</p>
<p>嘉代課長</p>	<p>加齢による衰えなどでごみを排出できず、区役所が本人等から相談を受けるようなケースについては比較的うまくいきます。ごみをごみと思わない人や周りから集めてきてしまう人はなかなか難しいです。</p>
<p>横塚委員</p>	<p>「資料2」で、排出支援に従事する職員のトイレや休憩場所についてご報告がありますが、確かにそのとおりです。やはり向こう三軒両隣で協力するのが良いのではと思います。私なら民児協に持ち帰って理事会に確認したいですし、自分の町に戻ったら連合自治会長に話をしたいと思います。行政ばかりではなく、自分たちでできるところは皆で協力することが大事です。市職員や地域住民等、様々な人が参加することが想定されるため安全に作業するための情報共有が必要、とあります。私たちもどこかの家にトイレを提供してもらうことになると思います。重要なことだというのが分かりました。</p>
<p>塚田委員</p>	<p>ここでは自治会とは書いていませんが、地域の協力といっても、あまりに近くの人だと良くないです。堆積者と敵対している場合もあります。</p>

テレビ番組でもごみ屋敷の片づけをやっていることがありますが、駐車場や職員のトイレの問題もそこからはわかりません。また、市の職員が頑張っていることも、テレビでは放送しません。

トイレは自治会長が貸すか民生委員が貸す、というように決めておいた方がいいのではないか。立場のある人がその役をやらないと、近所の人が手伝ってしまって、トラブルになった際に堆積者から仕返しをされる可能性があります。

それから、その後この解決した事案がどうなっているのかが問題です。また再び集めてきてしまうからです。その町の住民が周辺にごみを捨てていなければ、この人たちもごみを拾って集めることはできません。あちこちに捨ててあるから、それを拾ってきてしまいます。私も通勤の時にすごいを見ました。近隣の住民ももう少し気を付ければ、そんなにごみを集められないのではないか。

もし行政代執行までいったときには、堆積者とはかなりもめてしまっている状況だと思います。早期に解決することが大切で、地域の自治会や民生委員、隣近所などで堆積者と仲の良い人間が間に入ると、堆積者も言うことを聞きます。

ただ、現実に近隣同士で親しい間柄の人が減ってきています。ごみ屋敷がそう簡単に解決するとは思っていませんし、今の日本では非常に難しい問題です。

出石会長

今、何点か大事な指摘がありました。第三者や専門家が間に入るといいという話でしたが、岸先生が間に入ったことはありますか。

岸副会長

直接は間に入っていません。事例検討会で、どのように対応したらいいのか、という助言をしています。

塚田さんが言ったことは非常にもっともです。トイレや休憩場所を近くの住民が提供し、堆積者がそれを快く思わないと、その後の関係が悪化する可能性があります。極力、住民を巻き込まないほうがよいのではという意見もあります。

また予防の観点からも、町がきれいになることが大事です。それは横浜市もやっているといます。ごみを決められた曜日以外に出さないようにすることや、落ちているものがあると反射的に拾う人がいるので、町をきれいにしていくことが有効だと思います。大変時間がかかることだし、横浜市が苦勞しているのはよく分かります。

嘉代課長

排出支援によって解消した件数が16件なのはとても素晴らしいと思います。近所に影響がなくなったものが解消とされていますが、本人が再びため込むことを予防するために、何か対策はしていますか。

解消した後に再び溜め込んでしまい、再発してしまったという案件もあります。強制的に何かするよりは、再発防止にどう取り組んでいくのか、ということも今後の課題だと思います。

出石会長

この横浜市の条例は「再発防止」という重要な要素を含んでいます。全ての事例が同じではないと思いますが、今後は事例の積み重ね、取組を進めていってもらえればと思います。

ごみを集めている人はけっこういます。私の住んでいる隣の市にごみ屋敷があります。その人はわざわざ私の住んでいる市までごみを取りに来ます。

また毎回事例を積み重ねて報告してもらえればと思います。それでは、次の「逐

<p>飯田係長</p>	<p>条解説について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、「資料3」の逐条解説について御説明します。条文の解説等を作りました。長いので概略のみ説明します。</p> <p>1 ページ目で条例の名称について解説しています。「条例の制定時点において本市各所で問題となっていたごみ屋敷が、主に地域社会における孤立等の生活上の諸課題に起因していたことを踏まえ、現に堆積等しているごみを片付けることにとどまらず、ごみ屋敷の発生の未然の防止や再発の防止をも含めた総合的な施策を実施するため、本市のごみ屋敷対策の基本方針及びごみ屋敷問題に係る本市及び市民の責務を定めるとともに、本市が建築物等における不良な生活環境の発生防止、解消及び再発防止に関して行うべき支援及び措置について規定している。」としています。この部分では、名称に条例制定時の想いを込めた点について説明しています。</p> <p>不良な生活環境の解消だけでなく発生防止も目的としていること、支援と措置がこの条例の大きな柱であり、その中でもまず、名称の順番通り支援が優先するものであることを示しています。このようなかたちで、第1条から第18条まで説明しています。</p> <p>また、3 ページ目の総則の「市民」という言葉の定義についての解説がありますが、本条でいう市民とは、「横浜市内に住民登録を行っている者のみでなく、住民登録がなくても市内に生活している者、通勤通学している者などの幅広い概念です。市内に建築物等を所有している者」も含まれます。</p> <p>さらに「市民」の定義には、場合によっては法人も含まれるとしています。条例第7条の「指導及び勧告」においては、堆積者を確知できない場合に、所有者も指導・勧告の対象とするとしています。所有者が不動産会社など法人の可能性もあることから、幅広くとらえています。</p> <p>条例制定時の職員が異動した後も、これらの想いや定義がずれていかないようにこの逐条解説をつくりました。佐藤先生にも確認してもらいながら作業を進めてきました。本日の審議会でも意見をもらい、11 月中にはこの解説を職員に配付したいと思います。</p>
<p>出石会長 佐藤委員</p>	<p>佐藤委員から何か補足等ありますか。</p> <p>特に補足はないです。今日の意見で何か変えるべきところがあれば、それを反映して確定してください。</p>
<p>出石会長</p>	<p>この審議会には専門家の先生も市民の代表の人もいます。この場で意見を伺いますが、会議が終わった後でも、意見をもらい、修正を図ることにします。意見や質問があったらお願いします。</p> <p>この逐条解説は公表されるのでしょうか。</p>
<p>飯田係長</p>	<p>この審議会の資料は公表します。</p>
<p>出石会長</p>	<p>審議会の資料とは別に、ごみ屋敷対策のページで、条例の下に載せることはありますか。</p>
<p>飯田係長</p>	<p>ホームページでは、ごみ屋敷対策条例と規則を載せているページがあります。原稿が確定した後、そちらにも逐条解説を掲載します。</p>
<p>出石会長</p>	<p>職員への周知の予定はありますか。</p>

飯田係長	<p>庁内LANの中でマニュアルや様式一式を全てダウンロードできるようにしてあります。まずはそこに掲載し、区の担当者会議で説明をしていきます。職員向けの研修も随時行います。その中で用語の定義等で誤解のないように大事なポイントなどを説明していきます</p>
塚田委員	<p>「資料1」の「ケース把握年度について」でも、平成19年度以前に把握した案件というものがありません。しかし、担当職員や責任職は大体2～4年で交代します。今年、来年くらいは、一生懸命解説を読むでしょうが、異動の際の引継ぎがルーズだとあまり関心を持たれません。</p> <p>私は防災にものごく力を入れて活動しています。防災のことでも同じようなことがあります。</p> <p>だから、このように一生懸命やっているうちはいいけれども、代が変わると引継ぎがルーズになります。現実困っている住民が、「提案してもやってくれない」ということのないようお願いします。</p>
出石会長	<p>事前に事務局と話したときに同様のことを伝えましたが、ある自治体では逐条解説を作ったのに、実際の運用は、作成当初から変わっていったということがありました。逐条解説は後への申送りでもあります。的確に運用しなければなりません。</p>
飯田係長	<p>ありがとうございます。では、逐条解説の内容について何か御意見がありましたら、事務局に御連絡をお願いします。</p>
<p>【議題3、議題4は非公開】</p>	
<p>出石会長 嘉代課長 出石会長 鯉渕局長 金澤部長</p>	<p>では、その他については何かありますか。</p> <p>平成29年度を取組状況については、第4回市会定例会にも報告する予定です。それ以外に、全体として何かありますかでしょうか。</p> <p>資源循環局から、最後に一言ありますか。</p> <p>私たちは、地域が長年困っていることをどうすれば解決できるか、という想いで、夏の暑い中でも排出支援をやってきました。今後は職員の安全対策も考えていきたいと思えます。</p> <p>一方、当事者にどれだけ寄り添うかということも、我々は大事なことだと認識しています。再発させないためには、しっかりと堆積者に寄り添う福祉的な観点も重要です。健康福祉局や区役所と協力しながら取り組んでいきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
出石会長	<p>それでは、以上を持ちまして第3回審議会を終わります。</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料 【資料1】各区の件数について 【資料2】条例に基づく排出支援及び一般廃棄物処理手数料の減免実績について 【資料3】逐条解説</p> <p>2 特記事項 議題3と議題4は個人情報を含むため非公開です。</p>

